

ごみ減量・リサイクル通信



発行：船橋地区ごみ減量・リサイクル推進委員会

事務局：船橋まちづくりセンター（3482）0341

第14号 令和2年2月発行

砧清掃事務所に聞きました！
世田谷区のごみについて

Q & A

令和元年9月に、船橋地区ごみ減量・リサイクル推進委員会と砧清掃事務所の情報交換会が開催されました。正しくごみを出して、きれいなまちを保ちたいですね。

Q1. 世田谷区の「燃えるごみ」の焼却方法は？

A.区では平成20年10月から「サーマルリサイクル」という制度を導入しています。これは、火をつけて燃えるものを全て焼却し、熱エネルギーに変換することで、温水プールの暖房設備等へ利用するというものです。

Q2. 区全体の集積所の状況は？



A.集積所とは、住民の皆さま自身で管理し、複数世帯でごみを集める場所のことを指します。区では戸別での集積所は受け付けていないため、少なくとも2軒以上で1つの集積所をご利用いただくように呼び掛けています。

規模の大きい集積所は維持管理が困難なことから、分散化が進んでおり、平成29年度で21,000か所あった集積所は、平成30年度で22,600か所へと増加しています。

Q3. 清掃車はどのようなコースでまわるの？



A.現在、区の清掃事務所の職員と清掃車の数が減少しているため、効率的に収集する必要があります。具体的には、一筆書きのようにコースをまわり、朝の登校や出勤ラッシュなど人通りの多い道は、清掃車が入ることで通行の妨げになるため、時間帯が重ならないよう優先的に早く回収します。

Q4. ごみを収集するうえで困ることは？

A.困ることは、①回収後にごみを出すこと、②不法投棄があること、③可燃・不燃の分別がされていないことです。特に不法投棄については、回収のための専用車がないため、連絡を受けてから車両を手配し、現場を確認しています。清掃事務所としては早急に不法投棄を回収したいという思いはありますが、常習化を防ぐために、不法投棄されたごみに注意喚起の張り紙をし、一定期間経過を見たのちに回収を行います。

不法投棄ごみは、地域に住む方々や、収集を行う清掃事務所にとって大きな問題ですね。「資源・ごみ収集カレンダー」や、裏面の「粗大ごみの出し方」を参考に、正しく出しましょう。



～引っ越しの際にもキッチンと出そう！～

粗大ごみの出し方

一辺の長さが
30cmを超えるものが
粗大ごみです

世田谷区粗大ごみ受付センター

電話番号 03-5715-1133

受付日時 月曜日～土曜日

(午前8時～午後9時)

※インターネットからは、24時間お申し込み可能です。

(ただし、定期メンテナンス時を除く)

受付センター申し込み時に「自宅前収集」または「指定場所への持ち込み」をお選びいただきます。

「指定場所への持ち込み」の場合、船橋粗大中継所（船橋 7-21-15 土日のみ）になります。処理手数料は「自宅前収集」の概ね半額です。

Step 1 : 粗大ごみに出す家具の最長辺とその次に長い辺を測ります。

Step 2 : 世田谷区粗大ごみ受付センターへ電話、またはインターネットで事前に申し込みましょう！

Step 3 : 収集日・処理料金・有料粗大ごみ処理券の種類と必要枚数が案内されます。

Step 4 : 処理券を購入し、氏名欄に名前または受付番号、収集日を記入し、粗大ごみに貼ってください。

Step 5 : 「自宅前収集」の方は、収集日の午前8時までに玄関先等の申し込み時に指定された場所にお出してください。
「指定場所への持ち込み」の方は、申し込み時に指定した土・日曜日の午前9時～12時、午後1時～3時30分にお越してください。

✓ ごみ処理券について

粗大ごみを処理する際は、有料粗大ごみ処理券を貼る必要があります。有料粗大ごみ処理券は世田谷区内の「有料ごみ処理券取扱所」の標識のあるスーパーやコンビニエンスストアでお求めいただけます。

処理手数料に合わせて、A券(200円)とB券(300円)を組み合わせて貼ってください。

氏名記入欄に案内された収集日と氏名または受付番号を必ず記入してください。

